



【別表1】 共用部分の維持管理・修繕等に関する区分

区分	事業者(オーナー)
建物本体	屋根の修理・塗装
	外装の修理・塗装・清掃
	階段及び鉄部の塗装・修理
	基礎モルタル部分破損修理
	雨漏り修理
給排水設備	地震、風水害等の自然災害による建物の破損修理
	給排水管の破損及び水漏れ修理
	排水管の定期清掃
	汚水ます、排水ます、排水側溝の修理
	機械、制御盤の点検・修理・交換
	雨水管の修理・交換
	共同水栓の修理・交換
外構	石垣、土留その他破損修理
消防設備	修理・交換
駐車場	消火器の詰め替え、補充
自転車置場	修理・交換
エレベーター	修理・交換
自動ドア	保守点検・修理・交換
浄化槽	保守点検・修理・交換
テレビ・共聴施設	修理・交換
敷地内通路	テレビアンテナ、ブースター、ケーブルの修理・交換
共用灯・廊下・階段灯	敷地内通路の修理
集合郵便受け	灯具交換、配線修理
樹木	修理・交換
法定点検	伐採・剪定・消毒・害虫駆除
	消防設備(消火器、自動火災報知機)、給水設備、浄化槽、電気設備、ガス漏れ報知器、エレベーターなどの法定点検
その他	ガス管の破損修理
	掲示板の修理・交換
	その他備品の補充
	上記のほか、共用部分の良好な管理に必要な維持・修理

